

重 点 事 项

1 平成20年度における生活保護法施行事務監査について

最近、生活保護の適用など運営面に関して、新聞報道等において、別紙①～③のような開始時廃止時の不適切な取扱い、職員による保護費の詐取等の不祥事、元暴力団員である生活保護受給者による通院移送費制度を悪用した多額の保護費の不正受給事例などが大きく取り上げられ、また、別紙④のとおり稼働収入の無申告等による保護費の不正受給についても近年増加傾向にある。

このような事例の発生は、国民の生活保護制度に対する信頼を大きく損ない、ひいては制度の根幹を揺るがすことにもつながりかねない問題であり遺憾である。今後、このような事例が発生しないよう保護の適正な運用、不祥事の未然防止や早期発見に努めることが行政として強く求められている。このような観点からも指導監査の果たす役割は極めて重要であり、管下の実施機関等に対し厳正な監査の実施と適確な指導をお願いしたい。

これらを踏まえ、平成20年度の生活保護法施行事務監査に当たっては、「濫給防止」「漏給防止」「自立支援」を柱に、以下に述べる重点事項を基本に実施することとする。

(重点事項)

I 濫給防止

- ①不正受給防止対策の徹底
- ②通院移送費等医療扶助の適正な運営

II 漏給防止

- ・面接相談、申請時及び保護廃止時の適切な取扱い

III 自立支援の推進

- ・自立支援プログラムの積極的な活用等による被保護者の自立支援の推進

IV 実施体制の充実・整備

- ・必要な現業員の充足及び査察指導体制の充実・整備等

については、都道府県・指定都市本庁が行う平成20年度の生活保護法施行事務監査においては、

①不正受給防止対策の徹底

- ・訪問計画に沿った確実な訪問調査活動による生活実態の把握と指導援助
- ・関係先調査や課税状況調査等各種調査の徹底
- ・資産及び収入の適正な申告指導

②医療扶助等の適正な運営

- ・通院移送費及び施術費の適正な給付
- ・長期入院患者の退院促進及び頻回受診者・重複受診者の適正な受診指導
- ・レセプト点検の適正実施

③面接相談、申請及び保護廃止時の適切な取扱い

- ・保護の相談に至らない急迫状態にある生活困窮者に関する情報活用による要保護者の福祉事務所窓口への誘導や住民に対する生活保護制度の周知
- ・保護の相談申請時の適切な対応
- ・保護の廃止時の適切な対応

④自立支援の推進

- ・自立支援プログラムの活用等による稼働年齢層の者に対する自立支援に向けた指導援助
- ・要援護者等に対する指導援助

⑤実施体制の充実・整備

- ・査察指導員による適切な業務進行管理と現業員に対する適時適切な助言・指導
- ・適切な制度運営確保に必要な現業員の充足及び査察指導体制の充実・整備

を重点としつつ、運営状況に関するヒアリングやケース検討を通じて各福祉事務所が抱える運営上の課題を的確に把握し、その課題に即した具体的な助言・指導を行うようお願いしたい。

なお、都道府県・指定都市本庁が行う生活保護法施行事務監査は、「生活保護法施行事務監査の実施について（平成12年10月25日社援発第2393号厚生省社会・援護局長通知）」に基づき行っているところであるが、具体的には、別紙「生活保護法施行事務監査事項（案）」に基づき、以下の事項に留意の上、より一層効果的な指導監査を行うよう配慮願いたい。

(1) 福祉事務所に対する指導監査について

濫給防止

①不正受給防止対策の徹底

平成18年度において不正受給として各実施機関で措置したものは、14,669件、約90億円となっている。

先般、通院移送費について、総額2億3千万円を超える額が給付されていた事例が発生したところである。後述にもふれているが、今回、改正した医療扶助運営要領に基づき、特に、例外的給付については、福祉事務所管内の医療機関に限るもので、療養に必要な最小限度の回数に限り、傷病等の状態に応じて最も経済的な経路及び交通手段とするよう指導すること。この場合の給付の決定については、主治医からの要否意見書の提出及びその内容に関する嘱託医協議や、必要に応じ検診命令を行い、福祉事務所において必要性を判断し、給付の対象となる医療機関、日数、経路、交通機関を決定するよう適正な支給決定を指導すること。

また、会計検査院による平成18年度決算検査報告においても、年金の未申告、就労収入の未申告及び過少申告等により9都府県市で生活保護費負担金の経理が不当とされ、17ケースで49百万円の不当支出の指摘を受けたところである。

不正受給の多くは稼働収入、各種年金・保険金収入、預貯金等の無申告又は過少申告によるものであるが、福祉事務所の訪問調査による生活実態の把握、収入申告書の徴取及び申告内容の審査、関係先調査や課税状況調査等が不十分なため把握できず、適切な処理が行われないまま放置された結果生じた事例も少なくない。

については、収入申告書の定期的徴取を指導するとともに、申告内容の審査を行い、疑義のある場合は申告者に説明を求めるとともに、関係先調査等による内容審査を徹底するよう指導すること。

また、課税担当課との連携のもとに全ケース一斉点検による課税状況調査を実施するよう指導をお願いしているところであるが、指導監査の結果、課税状況調査の結果と収入申告の内容との照合が確実に行われておらず、適切な事務処理が行われていない状況が認められ、会計検査院からも不当支出の指摘を受けていることから、課税状況調査の確実な実施と適切な事務処理について指導すること。さらに、各種年金等については、その受給権の有無や受給状況を被保護者からの聞き取り及び関係機関や担当課等への照会等により適切に把握するよう指導すること。

不正受給を発見した場合には、発見時点から遡り過去の収入を調査し、預貯金等の関係先調査を実施した上、法第78条を適用し、費用徴収を行うことが原則であり、特に悪質なケースについては告発等を検討するなど、不正受給を行ったケースに対して厳正な対応で臨むよう指導すること。

不正受給を未然に防ぐためには、特に以下のような点について指導を徹底していただきたい。

○保護の申請・開始時調査の徹底

申請者から生活歴、家族構成、病状、収入、資産等について適正に申告させるとともに、調査に必要な同意書を徴取した上で金融機関、生命保険会社、社会保険事務所等への関係先調査を速やかに行い、病状把握及び扶養能力調査等、福祉事務所としての保護の要否についての調査を徹底するよう指導すること。

特に、年金受給資格についての一斉点検による把握や受給申請の指導を徹底し、また、相談時の段階で居宅用不動産を有することが明らかな高齢者世帯等には、要保護世帯向け長期生活支援資金制度の優先活用について指導すること。

保護申請前に転居してきた者については、前居住地の関係先照会等についても行うよう指導すること。

なお、ホームレスに対する生活保護の適用の場面においても、生活歴等を勘案し、保護申請受理後速やかに必要な調査を徹底するよう指導すること。

○保護受給中における受給要件の確保と指導援助の推進

ア 資産及び収入の適正な申告指導

資産及び収入の把握は、保護の要否及び程度を決定する上で必要不可欠なものである。

就労可能と判断された者については毎月、就労困難と判断された者については定期的に収入申告書を提出させ、申告内容、挙証資料等の審査の徹底を図るとともに、必要に応じ勤務先等の関係先調査を行い、適正な収入認定に努めるよう指導すること。

なお、保護開始ケースについては開始時に、継続ケースについては定期的に、資産及び収入の届出義務について記載した「保護のしおり」等を配布するなど

し、例えば高校生のアルバイト収入等世帯員全員の収入申告義務を十分周知するよう指導すること。

また、次のような資産保有ケースについては、適切な関係先調査等に努めるよう指導すること。

- ・ 自動車の保有ケースについては、必要に応じ陸運支局等の関係先調査等により、的確に把握し、保有要件の審査を適切に行うよう指導するとともに、保有が認められないケースについては、その処分指導の徹底を図るよう指導すること。
- ・ 所有を容認した不動産でその後、処分価値が大きくなったと認められるものについては、評価替えの時点に併せて評価額を的確に把握するよう指導すること。
- ・ 要保護世帯向け長期生活福祉資金制度の対象となった世帯については、平成20年度中に本貸付制度への切り替えを完了するよう指導すること。

イ 扶養能力調査の徹底

保護の申請があったときは、要保護者の扶養義務者の存否を確認し、扶養能力調査については、特に生別母子世帯の前夫等の重点的扶養能力調査対象者に対する調査を確実に行うよう指導すること。また、調査は、扶養の可否を照会するにとどまらず、世帯構成、職業等の生活実態及び収入、資産等を把握し、実効ある調査を行うとともに、重点的扶養能力調査対象者が管内に居住する場合には、実地に調査するよう指導すること。

なお、居所が不明な場合には、官公署等への照会に基づき、所在の確認を行うよう指導すること。

ウ 援助方針（処遇方針）の樹立

援助方針は、現業員が当該ケースに対し、どのような指導援助を行っていくかの基本となるものであるが、指導監査の結果、長年見直しがされていないものや、訪問調査等による実態把握が不十分なためケースの実態と乖離しているもの、また形式的、画一的で具体性を欠くものなど、援助方針として適切でないものがみられる。

については、援助方針は、まず訪問調査活動や病状把握等によりケースの生活

実態や病状を十分に把握・検討した上で、具体的な目標を設定するよう指導すること。特に、援助困難ケース等については、関係機関との連携の上に、ケース診断会議等に諮った上で作成するよう指導すること。

また、援助方針については、その援助及び目標達成の状況を定期的かつ適時に評価し、必要に応じて見直すよう指導すること。

エ 訪問調査活動の徹底による生活実態の把握

訪問調査活動は、保護の受給要件の検証や、適切なケース援助を行っていく上で極めて重要なものであり、いわゆる現業業務の基本となるものである。監査結果を見ると、1年以上にわたる長期間未訪問ケースや、訪問計画に沿った定期的な訪問調査活動が実施されていない事例など、訪問調査活動に問題のあるケースが数多く見受けられる。

については、計画した訪問予定を確実に実行することはもとより、訪問予定を漫然とこなすことなく、被保護世帯の状況に応じて随時訪問するとともに、援助方針を踏まえ、訪問調査の目的を十分認識し、生活実態の把握や就労指導等の訪問目的が十分達成されるような訪問調査活動を徹底するよう指導すること。

特に、稼働年齢層の者に対する稼働能力の活用等に指導を要するケースについては、訪問頻度を高める等の措置を講ずるよう指導すること。

また、訪問時の不在が続く世帯については、不在理由等の確認及び民生委員等を活用し生活状況等を確認するとともに、訪問方法を工夫する等して可能な限り家庭内面接を行い、生活実態の把握に努めるよう指導すること。

さらに、査察指導員に対し訪問調査活動を充実させるには、進行管理が重要であることを認識させ、現業員に訪問調査を確実に実施させるよう指導すること。

なお、訪問調査結果については、早期にケース記録に記載し、その都度決裁に付すように指導すること。

オ 就労阻害要因のない者等に対する就労指導の徹底

(後述の「自立支援の推進」を参照)

②医療扶助等の適正な運営

ア 厳正な通院移送費の給付

通院移送費の給付に当たっては、今回、医療扶助運営要領を改正し、これまでの取扱いを大きく変えたところであるが、運用については保護課会議資料に記載した「移送費の給付決定に関する決定事務のフローチャート」に沿って、原則、国民健康保険の例によることとし、これにより難しい場合は、例外的な給付として福祉事務所管内の医療機関に限るもので、療養に必要な最小限度の回数に限り、傷病等の状態に応じて最も経済的な経路及び交通手段とするよう指導すること。

この場合の給付の決定については、主治医からの要否意見書の提出及びその内容に関する嘱託医協議や、必要に応じ検診命令を行い、福祉事務所において必要性を判断し、給付の対象となる医療機関、日数、経路、交通機関を決定するよう指導すること。

その他、別紙「生活保護法施行事務監査事項（案）」にある着眼点を基本に、適正な支給決定を行うよう指導すること。

イ 厳正な施術費の給付

施術費の給付に当たっては、『「生活保護法による医療扶助運営要領について」の一部改正について』（平成18年6月23日付社会・援護局長通知）において、施術の要否、往療料の必要性等について、これらの所定の手続きを経るとともに、必要に応じて嘱託医の意見を聴取することなどにより、適切な判断が行われるようお願いしているところであるが、今後においても、単なる肩こりや慰安の目的でないかなど施術を必要とする理由、施術日数、施術回数等の妥当性について嘱託医と協議のほか、必要に応じ施術者への確認や検診命令により把握の上、福祉事務所が十分検討するよう指導すること。また、往療料は歩行困難等、真に安静を必要とする者等、通所して治療を受けることが困難な場合に限られることから、請求の内容についても十分な審査、確認を行うよう指導すること。

ウ 頻回受診者等に対する指導援助

頻回受診者や重複受診者に対する適正受診指導については、主治医訪問や嘱託医協議の上、具体的な支援方針を定め、被保護者に対する指導援助を適切に行うよう指導すること。

エ 長期入院患者に対する指導援助

入院期間が180日を超える入院患者のうち受入条件が整えば退院可能な者については、適切な受入先の確保、個々の退院阻害要因の解消や退院に向けた指導援助を行うための自立支援プログラムの導入など、退院に向けた支援を適切に行うよう指導すること。

特に、退院可能な精神障害者については、精神障害者施策との連携を図るとともに、精神障害者退院促進事業の活用を図るなど、積極的な取組を行うよう指導すること。

オ レセプト点検の適正実施

医療費の適正な支払いのため、内容点検等のレセプト点検を全ケース実施し、過誤の認められるレセプトについては、遅滞なく過誤調整を行うとともに、診療内容等に疑義が生じた場合には、嘱託医への協議等を行うよう指導すること。

カ 後発医薬品の使用促進

後発医薬品の使用が可能な場合には、被保護者に対して原則、後発医薬品を使用するよう周知徹底を図り、特段の支障がないにもかかわらず先発医薬品を使用している場合には、後発医薬品の使用について指導を行うこと。また、医療機関や関係者に対し、後発医薬品の促進についての周知や指導等について取り組むよう指導すること。

キ 他法他施策の活用

他法他施策の活用の観点から、障害者自立支援法第58条の適用状況について一斉点検による把握や適用申請の検討を徹底し、また、人工透析医療については、19年度より自立支援医療により対応されているか確認し、適正に実施されるよう指導すること。

ク 介護扶助の適正な利用指導

要介護又は要支援の状態にある要保護者で、介護サービスの利用により生活の維持・向上が期待できると思われる者に対しては、その活用を図るとともに利用の手続きについても適切な指導援助を行うよう指導すること。

漏給防止

面接相談、申請時及び保護廃止時の適切な取扱い

ア 保護の相談時における助言指導

- ・ 保護の相談に至らない急迫状態にある生活困窮者に関する情報が、福祉事務所の窓口につながるよう生活保護制度の周知や民生委員、各種相談員との連携を図るとともに、特に地域との関わりを拒んで生活しているような単身世帯、高齢世帯等については、保健福祉関係部局及び水道、電気の事業所等との連絡・連携体制づくりについても配慮するよう指導すること。
- ・ 面接相談に当たっては、相談内容に応じて懇切丁寧に制度の趣旨が正しく理解されるよう説明を行い、生活保護の権利、義務の周知の徹底を図るとともに、相談者に対し、保護の申請権を侵害するような行為は厳に慎み、保護申請の意思を確認の上、申請の意思が表明された者に対しては、申請書を交付するよう指導すること。また、相談内容及びその結果については、所長等幹部職員が逐次点検する等、相談業務が担当者任せにならないよう指導すること。

イ 保護の廃止時における助言指導

- ・ 保護の辞退による廃止については、被保護者の意思の確認及び自立の可能性について留意し、辞退の強要と疑われるような行為は厳に慎むよう指導すること。
- ・ 辞退届が本人の任意かつ真摯な意思に基づくものか、辞退による廃止後の世帯が直ちに急迫した状態とならないかを十分確認するよう指導すること。
- ・ 辞退による廃止決定の判断及びその手続は組織的に対応するよう指導すること。

自立支援の推進

自立支援プログラムの積極的な活用等による被保護者の自立支援の推進

ア 稼働年齢層の者に対する自立支援に向けての積極的な指導援助

就労可能な被保護者については、稼働能力の十分な活用が求められる。福祉事務所は、これらの者の就労・求職状況を把握し、その者の自立助長を図るため、適切な指導援助を行う必要がある。

そのためには、就労可能な被保護者に対しては、就労・求職状況管理台帳へ登

載するとともに、生活保護受給者等就労支援事業等の就労支援プログラムを有効に活用するなど、個々の被保護者の状況に応じた稼働能力の活用について適切な指導を行うこと。

稼働能力を活用しているか否かについては、その者の①稼働能力②稼働能力を活用する意思③稼働能力を活用する就労の場があるか否かにより判断し、必要に応じケース診断会議や稼働能力判定会議等により組織的に検討するよう指導すること。

稼働年齢層の者で傷病を理由に未就労の者については、訪問による生活実態の把握、直近のレセプトの活用、主治医訪問、嘱託医協議等による病状調査を行い、就労指導の可否について十分検討すること。その結果、就労が可能な者に対しては、就労意欲の助長、生活習慣形成等への指導援助の上、求人情報等の収集提供、公共職業安定所への同行訪問、自立支援プログラムの活用等により、早期の自立助長のため、時期を逸することなく積極的な指導援助を行うよう指導すること。

また、稼働している場合であっても、病状等からみて、稼働能力を十分活用していないと認められる者に対しては、必要に応じ就労先等の関係先調査により就業実態を的確に把握の上、就労日数及び就労時間を増加させるよう指導するとともに、地域の有効求人倍率や求人情報等を踏まえ、稼働能力を有している者の年齢、資格、生活歴、職歴等から総合的に勘案し、状況に応じ転職指導を行う等、稼働能力の十分な活用に向けた指導援助が行われるよう指導すること。

なお、これらの指導に従わず、稼働能力がありながら正当な理由もなく就労又は求職活動を行わない者に対しては、法第27条に基づき文書指示を行い、さらに、これに従わない場合には、所要の手続きを経て、保護の停止又は廃止の検討を行うよう指導すること。

イ 要援護者等に対する指導援助

高齢者、障害者世帯等要援護世帯が被保護世帯の8割以上を占めているが、これらの世帯の需要は多岐多様にわたっている。

については、的確な指導援助を確保する観点から、その世帯の需要を的確に把握し、要援護世帯のニーズに応じ、介護保険制度や障害者自立支援法等の各種保健福祉施策の活用を図るとともに、個別支援プログラムへの参加を促すなど、その積極的な活用を指導すること。

実施体制の充実・整備

組織的な運営管理の推進

ア 実施体制の確保

(ア) 適正な職員配置

ケースの援助及び事務処理等に支障をきたさないよう査察指導員、現業員等の適正な職員配置について指導するとともに、相談業務についても、経験豊富な担当者を配置し、要援護者が必要とする援助や情報を的確に提供できる体制を確保するよう指導すること。

特に、生活保護の適正実施を確保するため、被保護者が増加傾向にある福祉事務所においては、査察指導員及び現業員が不足することのないよう、保護動向を踏まえた職員配置について配慮するよう指導すること。

(イ) 職員の職務能力の維持向上

福祉事務所においては、毎年的人事異動で現業経験の浅い職員や現業経験のない査察指導員が一定割合を占める状況にあることから、職員の職務能力の維持・向上を図ることは、生活保護の適正な運営を確保する上で極めて重要な課題となっている。

このため、本庁においては、新任現業員に対する基礎的な研修や現業経験のない査察指導員に対する研修を実施するとともに、福祉事務所における職場内研修の実施や各種研修への積極的な参加を促す等、関係職員の職務能力の維持・向上のための指導を行うこと。

また、生活保護の適正な運営を確保する観点から、社会福祉主事資格のない者にあっては、主事資格の取得について配慮するよう指導すること。

イ 計画的な運営管理の推進

都道府県・指定都市本庁においては、毎年度、管内の保護動向や前年度の監査指摘事項等を踏まえ、管内福祉事務所を具体的に指導する指針を作成し、これを福祉事務所に示すこと。その上で、各福祉事務所は当該指針を踏まえ、事務所として取り組むべき問題点、対処方針等を具体的に盛り込んだ実施方針及び事業計画を策定し、これに向けて全職員が一体となって組織的に取り組むよう指導すること。

また、個別ケース検討を通して、福祉事務所が抱える問題点を把握し、その問題点の是正改善を指示するとともに、問題事項に応じ自主的内部点検事業等により、積極的に改善に取り組むよう指導すること。

なお、援助困難ケース等については、ケース診断会議等を積極的に活用する等、所長等幹部職員、査察指導員、現業員等全職員が一体となって、問題解決に取り組む体制を確保するよう指導すること。

ウ 査察指導機能の充実

査察指導機能が十分発揮されていない福祉事務所の実態をみると、業務の進行管理が十分行われていないことから、現業活動が現業員任せとなり、長期間訪問が行われていないケース、年金等の申請手続きが遅れているケース、調査結果と収入申告書の内容の照合や、その後の処理状況が適切に把握されていない事例等保護の決定実施上の基本的な面に各種の問題点が生じている。

については、査察指導員が訪問調査活動、収入申告書の徴取、援助方針に基づく指導援助等の状況のわかる「査察指導台帳」等を整備し、その進行管理を行うとともに、個々のケースの状況を掌握し、特に訪問計画の策定及び訪問調査活動の実施については必ず関与すること。また、重点的な指導援助を要するケースについては、現業員任せにすることなく必要に応じ、査察指導員による同行訪問の実施や必要な助言指導を行うよう指導すること。

エ 職員による不祥事の防止等

(ア) 職員による不祥事の発生防止について

近年、福祉事務所職員による保護費の着服や窃盗、また、職員が返還金の事務処理を怠ったまま放置したり、被保護者名簿を金融業者へ渡すという情報漏

洩事故など職員による不祥事が後を絶たない状況にある。

このようなことは、生活保護制度そのものや福祉事務所に対する信用を著しく失墜させるものであり、あってはならないことである。

については、現業部門と出納部門の明確な区分など内部相互牽制機能の充実強化、経理事務の自主的内部点検の実施や、また、日頃から行政文書全般の保全はもとより生活保護事務が特に詳細な個人情報保有している点を再認識し、経理事務や情報管理の徹底及び職員の倫理意識の高揚を図る等、不祥事が発生しないよう管内福祉事務所に対し指導を徹底すること。

なお、最近発生した不祥事の分類と防止対策について、別紙⑤のとおりまとめたので参考とされたい。

(イ) 暴力行為等の事故発生防止について

近年、面接相談時や訪問時などにおける被保護者からの暴力行為による現業員等の事故が報告されている。

については、本庁の指導監査においては、相談内容に応じた面接の実施、面接相談室内に凶器となりうる物を置かないなどの環境面での配慮や、面接相談体制のあり方、問題のあるケースに対する複数による訪問体制をとる等、管内福祉事務所に対し事故発生防止について指導すること。

また、威圧的な態度で不当な内容の要求を迫るような粗暴ケース等については、担当者だけの対応とせず管理職も含めた複数での対応や、必要に応じて警察との連携を図るなど組織的に対応するよう指導すること。

具体的には、次のような点について取り組むよう指導されたい。

- ・あらかじめ警察の暴力団排除担当課の担当者に連絡をとり、対応方法について助言を求める。
- ・事態の態様や必要性に応じて、有事の際の迅速な対応が可能なように事前に警察へ協力を求める。
- ・暴力追放運動推進センター等における不当要求防止責任者講習への参加や、同センターにおいて提供されている暴力団関連情報を活用する。
- ・幹部等職員は、日頃から警察の幹部等との連絡を密にし、緊急時に円滑な協力が得られるよう体制の構築をはたらきかけるなどの配慮をする。

(2) 都道府県・指定都市本庁における指導監査実施上の留意点について

都道府県・指定都市本庁が行う生活保護法施行事務監査は、福祉事務所における生活保護制度の運営実施に係る適否を関係法令等に照らし、個別かつ具体的に検討し、必要な是正改善の措置を講ずるとともに、これらの検討過程を通じて、被保護者に対する適正な指導援助を確保し、関係職員の職務能力の向上を図り、さらには福祉事務所の組織的な活動を助長するという、生活保護行政の適正かつ効率的な運営を確保するために極めて重要な役割を担っている。

については、本庁の指導監査に当たっては、より効果的な指導監査を実施する観点から、次の点に配慮されたい。

ア 監査体制の充実等

近年の市町村合併による郡部福祉事務所の減少等により、本庁の指導監査担当職員においても、生活保護実務経験が浅いか又は全くない職員が増加することが懸念されることから、本庁の指導監査体制の強化が喫緊の課題となっている。

については、指導監査担当職員に対する研修、福祉事務所での現任訓練の実施等、その職務能力の向上に努めること。

また、本庁が行う指導監査の実効性を確保するためには、指導監査担当職員相互が管内福祉事務所が抱える問題点や課題について十分に検討するとともに、意思疎通を図り共通認識のもとに指導監査に当たることが重要である。

そのために、監査の事前検討、復命会の実施等による監査結果の分析、是正改善の指示、今後の指導方針の策定等の一連の過程において、幹部職員を含めた組織的な協議・検討を行うとともに、特に管内被保護世帯の大半を占める大規模な福祉事務所や多くの問題を抱える福祉事務所に対しては、幹部職員が自ら率先してその指導監査に当たること。

イ 福祉事務所の課題に応じた的確な指導監査の計画と実施

本庁においては指導監査の実施要綱を定めるとともに、各福祉事務所の過去の監査結果、是正改善状況、保護動向等を踏まえて指導監査の実施計画を策定すること。

このため各福祉事務所ごとの「指導台帳」を整備すること。また、指導監査の実

施に当たっては、単に個別ケースの取扱の適否のみでなく、福祉事務所の抱える問題点に応じて、制度運営の全般的な状況にわたり、必要な確認と指導を行うことにより指導監査の実効を期すこと。

ウ 指導監査結果に基づく是正改善指示の徹底

指導監査の結果判明した問題点の解決のためには、関係職員すべてが福祉事務所の抱える問題点や現状を十分認識し、事務処理の円滑化のための体制づくり、実施体制の整備等問題解決に向けて組織をあげて取り組む必要がある。

については、監査結果の問題点等の解決に向けて、福祉事務所職員との研究協議の場を設ける等共通の問題意識を持つとともに、理解を深めるような工夫を行うこと。

また、福祉事務所に対する指導監査結果の是正改善の指示は、個別ケースの指摘のみに止まらず、問題発生の要因を明らかにし具体的な改善方策を指示することにより、その実効を期すること。また、改善措置の進捗状況については、期限を付して報告を求めるとともに、確認監査や巡回指導等により把握し、継続的な改善指導を行うこと。

さらに、所長等幹部職員に対しては、生活保護運営上の問題点の所在を十分認識させるとともに、問題点の所在によっては市の理事者に対しても十分な説明を行い、効率的に組織的な改善が図れるよう指導を徹底すること。

エ 小規模福祉事務所に対する指導上の配慮

被保護世帯数が200世帯以下のいわゆる小規模福祉事務所が全国の福祉事務所の約3分の1を占める状況にあり、これら福祉事務所においては、毎年的人事異動により大半が経験の浅い職員となることに加え、事務処理が現業員任せになる等、生活保護制度の運営に何らかの問題を生じかねない現状にある。

については、個々の職員の執務能力の向上に加え、組織的な業務運営を確保するための具体的な方策について指導するとともに、本庁による実務中心の研修会の開催や巡回指導を行う等、適切な指導を行うこと。

(3) 国が実施する指導監査について

国が、都道府縣市本庁及び各福祉事務所に対し実施する指導監査についても、前記(1)及び(2)で述べた点に留意して行うこととしているので、ご承知願いたい。

生活保護法施行事務監査事項（案）

（*下線及び取消線は、昨年度からの変更点である。）

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>1 保護の適正実施の推進</p> <p>(1) 保護の相談、申請、開始段階における助言、指導及び調査の徹底</p>	<p>1 面接相談時等における適切な対応と事務処理</p> <p>(1) 保護の受給要件等制度の趣旨は、「保護のしおり」の活用等により、要保護者に正しく理解されるよう十分説明され、相談内容に応じた懇切丁寧な対応が行われているか。</p> <p>(2) 生活歴、職歴、病歴、家庭環境、地域との関係等は的確に把握されているか。</p> <p>(3) 他法他施策活用についての助言、指導は、適切に行われているか。</p> <p>(4) 生活困窮者に関する情報が福祉事務所の窓口につながるよう生活保護制度の周知や民生委員、各種相談員との連携、保健福祉関係部局及び水道、電気の事業所等との連絡・連携体制がとられているか。</p> <p>(5) 相談内容、指導結果が面接記録票等に記録され、所長等幹部職員まで決裁されているか。</p> <p><u>(6) 相談者に対し、保護の申請権を侵害するような行為は厳に慎み、保護申請の意思を確認しているか。また、申請の意思が表明された者に対しては、申請書を交付しているか。</u></p> <p>(6)7 保護申請書の処理及び保護金品の支給は迅速に行われているか。</p> <p>(7)8 保護の開始時に「保護のしおり」の配布等により、法律に定める権利、義務の周知徹底は図られているか。</p>